

# ・ ・ ・ 受益者区分の例 ・ ・ ・

(下水道受益者負担金)

《受益者とは》

公共下水道の整備区域内に土地を所有されている方又は土地に関する権利(地上権等)を持っている方が、負担金を納める人(受益者)です。

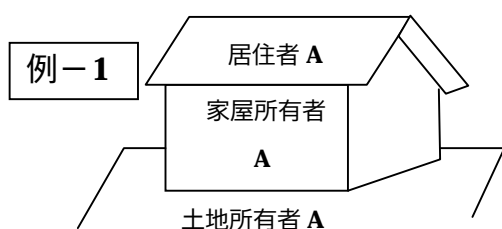
また、納めていただく負担金の額は、1㎡当たり496円です。

1 原則的には、土地を所有している方が、負担金を納める人(受益者)です。

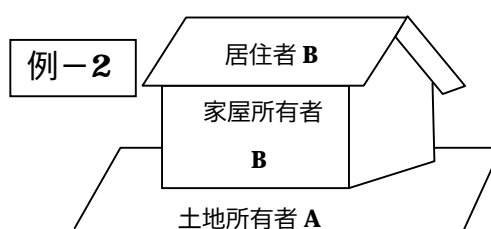
◆例-1又は例-3が該当します。

2 ただし、土地を借り、その土地に住宅を建てている場合は、その建物を所有している方と土地を所有している方の双方で協議の上、負担金を納める人(受益者)を決めてください。

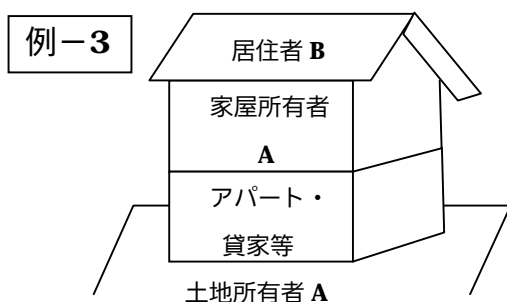
◆例-2又は例-4が該当します。



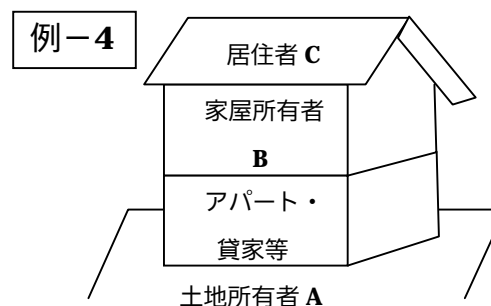
土地所有者・家屋所有者・居住者が同じ場合  
負担金を納める人は…A



家屋所有者と居住者が同一で土地の所有者が異なる場合  
負担金を納める人は…A又はB



土地と家屋所有者が同一で居住者が異なる場合  
負担金を納める人は…A



土地所有者・家屋所有者・居住者が、それぞれ異なる場合  
負担金を納める人は…A又はB

## 参考

「県中都市計画郡山公共下水道事業受益者負担に関する条例」(抜粋)

第3条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設置された地上権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、当該土地の所有者又は当該土地の地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人をいう。

第6条 受益者は、前条第1項の規定による公告のあった日後において、郡山市上下水道事業管理者の定める日までに規則で定める申告書を郡山市上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が土地の所有者以外の受益者であるときは、当該申告書には土地の所有者と連記押印しなければならない。

第7条 郡山市上下水道事業管理者は、前条の規定による申告書が同条第1項の郡山市上下水道事業管理者の定める日までに提出されなかった場合又は申告書に記載された事項が事実と異なると認められた場合においては、申告によらないで受益者その他の申告すべき事項を認定することができる。